

生活保護者に「支援付き住宅

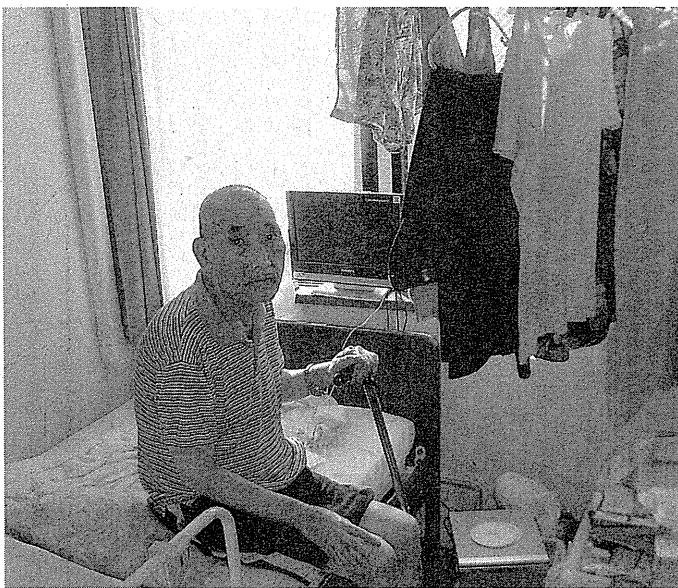
介護が必要な生活保護受給者の共
同住宅が、NPO法人の手によって
東京都墨田区内に開設され、5か月
がたった。今年3月に、群馬県で起
きた無届け施設の火災で表面化した
「低所得高齢者の住宅問題」の解決
策となるか注目されている。

(小山孝、写真も)

*アパートで一日鳥
町工場や古い住宅が並ぶ
狭い道路沿いに、2階建て
の「自立援助ホームふるさと
と晃莊」がある。屋下がり、
スロープのある玄関先で車
いすの男性が通りをのんび
りと眺め、その脇を別の男
性が散歩に出かけていく

◇「NPO法人自立支援センターふるさとの会」
(<http://www.d5.dion.ne.jp/~hurusato/>)

NPOが運営 職員常駐



「自立援助ホームふるさと晃荘」の自室でくつろぐ元永さん。「体がよくなれば、一人暮らしをしたい」と話す

「たまゆら」から異莊に移った男性(80)は、以前、都内から「たまゆら」に向かう車中でそう思ったという。住み慣れた東京に戻り、近くの公園での草むしりを日課に穏やかに暮らしていく。

ふるさととの会の滝脇憲理事は、「民間資本を活用するため、公的な施設を作るより低コストで済む。医療、介護、福祉関係者らと連携した『支援付き住宅』を普及させれば、低所得高齢者の住宅問題の解消につながること強調する。

問題は資金面だ

は生活保護費から月約14万円を徴収しているが、運営

は苦しい。採算を取るため、

6畳間を半分に仕切つて個室を確保するしかないので

実情だ。法的位置付けもな

く、現状では無届け有料老人ホームの扱いとなる。そ

が、有料老人ホームの規制

通りに部屋を
広げれば、家

賃が高くなつ

立教大の高
てしまふ。

橋紘士教授

（地域ケア論）

は、大型施設

を作るだけでなく、地域に開かれた高齢者住宅を増や

顧客が高齢者に生じる
す必要がある。その際、財

政治的な支援と事業者の質の確保策が課題となる一章

石住質問はいふ。答
している。

